

第 5 次千早赤阪村総合計画 策定方針

令和 2 年 1 月

(令和 2 年 9 月一部変更)

(令和 3 年 4 月一部変更)

千早赤阪村

【変更箇所】

令和２年９月：３．計画の構成及び期間の計画期間（年次）を変更

令和３年４月：第５次千早赤阪村総合計画策定体制イメージの事務局を変更

第5次千早赤阪村総合計画策定方針

1. 計画の策定について

総合計画は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、むらづくりの目標である将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにするものである。本村の総合計画は昭和54年度に策定され、その後の社会情勢・経済情勢の変化に伴う村民ニーズや課題に対応するため、現在まで4次にわたり計画を策定し、むらづくりを推進してきた。

平成23年3月に策定した第4次千早赤阪村総合計画（以下「第4次総計」という。）においては、本村の将来像を「みんなが集う みんなで育む みんなに優しい みんなを結ぶちはやあかさか」とし、「村民主体」を基本とした村民との協働によるむらづくりを推進するとともに、厳しい行財政運営の中、限られた財源をいかに有効活用するのかに重点をおき、「あれもこれも」という総花的な事業展開ではなく、「選択と集中」を基本にむらづくりの取組みを進めてきた。

この間、本村の取り巻く環境は、少子高齢化が著しく進行し、人口減少に歯止めがかからず、また地震や台風、ゲリラ豪雨などの自然災害への不安の高まりなど、村民ニーズや自治体に求められる役割等に変化が生じており、これらの社会経済情勢に対応できるむらづくりを着実に進めるため、新たな指針となる「第5次千早赤阪村総合計画（以下「第5次総計」という。）」を策定するものである。

なお、第5次総計の策定にあたっては、より実効性を高めるため、第4次総計の振り返りを行い、これまでの進捗状況と現在の課題を整理した上で、新たな計画の下地とする。

2. 計画策定の基本的な考え方

（1）総合計画の位置づけ

第5次総計は、総合的かつ計画的に村政の運営を行うための、最上位計画として位置づける。

（2）総合計画に係る議会との関係

平成23年に地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項が改正され、基本構想の策定義務や議決義務はなくなったものの、村のめざすべき姿や方向性を明確にした総合計画の必要性を鑑み、かつ、村と村議会が一体的に行政サービスを推進するため、総合計画策定にあたり村議会に報告等行う。

(3) 多様な主体との協働・連携

人口減少、少子高齢化の進展など、社会環境が大きく変化していく中、地域課題の解決を一自治体だけで行うことが困難となっており、周辺自治体との広域連携も含め、公共の担い手の多様化が求められている。誰もが心身共に健康で、共に支え合うことができる地域共生社会の実現を見据え、村民、村民活動団体、事業者など多様な主体が担い手として関わり、行政との明確な役割分担のもと、協働・連携して取り組む計画とする。

(4) 選択と集中による効果的な事業の展開

限られた経営資源を効果的に配分するため、中・長期財政計画との連動を考慮しつつ、選択と集中により、効果的・効率的な事業展開を図る。

(5) 総合戦略との関係性

平成28年1月に策定した「千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和2年3月に計画の終期を迎えるが、計画期間を1年延長し、今後の国の動向も注視しつつ、本村においては、地方創生の趣旨及び内容を包含した総合計画とする。

(6) 指標の設定

計画の進捗管理を行うため、現在の第4次総計における目標指標、千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略における数値目標及びKPI（重要業績評価指標）の考え方を整理し、引き続き指標の設定を行います。

また、国や他団体の近年の傾向を掴むとともに、既に各種計画において設定している指標とも整合を図りつつ、分かりやすく、実効性の高い指標の設定を目指します。

(7) わかりやすく、活用できる計画

めざすべき目標を具体的に示すなど、誰にとってもわかりやすく簡素化し、活用できる計画とする。

3. 計画の構成及び期間

第5次総計においては、計画期間を8年間とし、社会情勢の変化や村長任期等を考慮し、必要に応じて柔軟に基本計画の見直しを行う。

(1) 構成

計画の構成は、基本構想、基本計画、実行計画をもって構成する。

(2) 計画期間

① 基本構想 8年間（令和4年度から令和11年度）

むらづくりの基本理念と将来像及び基本目標を明らかにするもの。

② 基本計画 8年間（令和4年度から令和11年度）

行政各分野の諸施策の方針とめざすべき指標などを総合的、体系的に明らかにするもの。

※ただし、随時、諸情勢の変化を見通しながら村長任期等を考慮し、必要に応じて、見直しを行う。

③ 実行計画 3年間（1年ごとのローリング方式）

基本計画に定める基本施策を推進する計画で、変動する社会経済状況等にも対応しながら、毎年度の予算編成作業と連動し見直しを行うもの。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本構想	計画期間 8年間(R4年～R11年)							
基本計画	計画期間 8年間(R4年～R11年)							
実行計画	第1期実行計画 計画期間 3か年 (R4年～R6年)		3か年ローリング方式により毎年度見直し					
	第2期実行計画 計画期間 3か年 (R5年～R7年)							
	第3期実行計画 計画期間 3か年 (R6年～R8年)							

4. 計画の策定体制

(1) 庁内体制

○重要政策会議

課長級以上の職員で構成し、村政の基本方針その他の村政の重要事項を決定する。

○総合計画策定委員会

課長代理級以上の職員で構成し、総合計画策定小委員会において検討した基本構想素案及び基本計画・実行計画素案について検討し、審議会に諮問する基本構想案及び基本計画案・実行計画案を策定する。

○総合計画策定小委員会

係長以下の職員で構成し、基本構想素案及び基本計画素案・実行計画素案を検討する。また、住民ワークショップや職員アンケートなど幅広い職員の参加を図る。

(2) 村民の参画

- ① 総合計画審議会の公募委員（村民）としての参画
- ② 住民意識調査の実施
- ③ 住民ワークショップの開催
- ④ 関係団体ヒアリングの実施
- ⑤ パブリックコメントの実施

(3) 総合計画審議会の設置

村長の諮問機関として、学識経験者、公募委員（村民）など21人で構成し、基本構想案などについて、審議・答申する。

※策定体制イメージ（別紙）

第5次千早赤阪村総合計画策定体制イメージ

